

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策「岩瀬高校ガイドライン」

1 感染症対策

手洗いの慣行、マスク着用、黙食、換気といった基本的な感染症対策を徹底するとともに、感染拡大リスクが高い「三密（密閉、密集、密接）」を常に避ける対策をおこなう。

ここでは、(1)～(6)の項目について、感染予防対策を示した。

(1) 手洗い、手指消毒

- ・石けんでの手洗いを習慣化する。
- ・手洗い以外でも、アルコールでの手指消毒をおこなう。
- ・外から建物内に入る時、トイレの後、昼食の前後等、こまめに行う。
- ・洗面所に石けんを常備しておく。
- ・校舎内のすべてのトイレを使用することにより、生徒が密集しないように工夫する。

(2) マスク着用

- ・教室内でマスクの着用を徹底する。
- ・予備のマスクは学校で常備しておく。
- ・熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すことを可とし、その際は、換気や生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をする。
- ・体育等の運動を伴う活動では、マスクの着用は必要ないが、十分な身体的距離がとれない状況で熱中症リスク等がない場合は、マスクを着用する。

(3) 共用部分の消毒

- ・消毒液で、ドアノブ、手すり、スイッチなどの多くの生徒が触れる場所は1日数回拭きとる。
- ・事務室や昇降口等の外部と接触する場所や、校内の廊下や共用スペースには消毒液を常時おく。

(4) 換気方法

- ・常時換気では、廊下側と窓側を対角に開けることにより効果的に換気する。
- ・常時換気の際、窓を開ける幅は10 cmから20 cm程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫をする。廊下の窓を開けることも必要である。
- ・窓のない部屋は、入り口の開放、換気扇を用いるなどの対応をとる。
- ・体育館等の広い部屋でも、窓の開放等により換気を行う。
- ・休み時間ごとに換気を行う。
- ・教室等のドアは、換気のために開放しておいてもよい。
- ・冷暖房設備の使用時においても、一定時間ごとに換気をおこなう。

(5) 健康状態の確認

- ・家庭との連携により、毎朝の検温及び健康状態の確認を行う。
- ・発熱や咳等の症状がある場合には、自宅で休養させる。
- ・朝のSHR時に、生徒の健康状態を確認する。

(6) 非接触型体温計の整備

- ・事務室前と昇降口に非接触型体温計を設置し、有効な活用を生徒へ促す。

2 登下校

- (1) マスクを着用することが望ましい。ただし、夏期の気温等が高く、屋外で十分な距離が確保できる場合は、マスクを外してもよい。
- (2) 人と十分な距離を確保し、会話を控えることが望ましい。
- (3) 信号待ち、校門、昇降口等での密集が起こらないよう注意する。
- (4) 電車やバスの中ではマスクを着用し、できるだけ会話を控える。可能な限り間隔を空ける。
- (5) 発熱等の症状がある場合は、保護者に連絡し迎えに来てもらい自宅休養の措置をとる。他の生徒等との接触を可能な限り避けるように別室で待機させる。

3 授業

- (1) 机の配置
 - ・机の間隔を確保する。
 - ・できるだけ机の間隔を広くとる。
- (2) 授業展開
 - ・対面での授業やグループワーク時は時間等の配慮をする。
 - ・大声での発言等を控える
 - ・近距離での会話や発声等を避ける。
- (3) 共用の教材・教具等の使用
 - ・実習器具・実験器具等は、使用前後に消毒を必ずおこなう。
- (4) 保健体育（体育実技）

全ての運動領域において、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。ただし、地域の感染拡大状況により感染の拡大局面では感染リスクの高い活動は制限する。収束感染リスクの低い活動から徐々に実施するなど見直しを図る。

- ・換気をこまめに行う。
 - ・密集、密接を避ける（着替え、集合、活動中等）。
 - ・共有の用具や器具は適切に消毒する。
 - ・授業前後の手洗いを徹底する。
 - ・適切に熱中症対策を講じる。
- (5) その他
 - ・次の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で実施することを検討する。

〔感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動〕

- ・理科「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽「室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・美術「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・保健体育（体育）「生徒が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

4 学校行事

(1) 行事の精選

- ・学校行事は、子どもたちの学校生活に潤いや秩序、成長を与えるものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討する。
- ・感染症予防の対策を講じることが難しい学校行事は中止を含めて検討する。

(2) 実施方法や時期、内容の設定

- ・学校行事を実施する場合は、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮する。
- ・修学旅行等の宿泊を伴う学校行事を実施する場合は、訪問先の自治体の状況を踏まえ、キャンセル料が発生することがないように早い段階において、延期、日程の短縮、行き先の変更等、選択肢を広げて検討する。状況によっては、中止も選択肢に入れて対応する。

5 部活動

【運動部活動】

- ・可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。
- ・各競技団体より、別途通知が発出されている場合は、通知内容を基に活動内容を検討する。
- ・生徒の検温、健康観察を行い、発熱や咳等の症状がある場合は参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。(指導者も同様)
- ・運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分留意する。
特に、適切に熱中症対策を講じるとともに、新入生の練習参加については、十分な配慮を行う。
- ・活動再開に当たっては、活動目的や活動内容及び計画について、生徒・保護者に十分な説明を行った上で実施するとともに、参加を強制しない。
- ・「茨城県部活動の運営方針」を準拠し、短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。

(1) 感染症対策について

①活動場所について

- ・屋内で実施する場合は、こまめな換気や消毒液を設置するとともに、生徒が手を触れる箇所の消毒を徹底する。また、長時間の活動を避け、小人数の活動に配慮する。

②用具等について

- ・器具や用具等を共用で使用する場合は、用具の消毒だけでなく、生徒の手洗いを徹底する。
- ・生徒間で不必要に用具の使い回しをしない。

③その他

- ・ミーティングは、密集を避け、指導者と生徒、生徒間の距離（1 mを目安）を空けて実施する。
- ・部室、更衣室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。
- ・練習後は活動場所にとどまらず、速やかに下校させる。

(2) 練習試合、合宿の実施について

- ・会場への移動時や会場での更衣室の利用時など、活動以外の場面でも感染症対策を行う。
- ・県外の学校との練習試合および合宿は、感染状況や競技の特性を考慮した上で、実施を妨げるものではない。しかし、部活動を担当する教員のみで決定せず、学校として実施の必要性を協議し判断する。

【文化部活動】

- ・文化部活動の特性を踏まえ、運動部活動に準じて対応する。

6 昼食

- (1) 食事をする際は、対面での机配置をしない。また、座席の間隔を確保する。
- (2) 食事をする際は黙食にし、できる限り会話は控える。
- (3) 教室以外の場所も開放し、食事場所をできる限り分散する工夫をする。

7 休み時間

- (1) 会話をする際には、適切な距離を保つ。
- (2) お互いの体が接触するような遊びは行わない。

8 図書館

- (1) 図書館利用前後には手洗いをするルールを設けて徹底する。
- (2) 生徒が利用する時間帯を分散させる工夫をする。
- (3) 図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能を維持する。
- (4) その他
 - ・公益社団法人日本図書館協会「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月14日公表)を参考にする。

9 清掃活動

- (1) ほうきやモップ等、共用する用具は消毒を心掛ける。
- (2) 換気のよい状況で、マスクをした上で行う。
- (3) 掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをする。

10 熱中症対策

- (1) 近年の猛暑に対応するため、7月～8月の授業では、特に、熱中症の対策に配慮する。
- (2) 暑さ指数(WBGT値)を踏まえた授業を行う。
※WBGTとは、気温、湿度、輻射熱の3つの指標を取り入れた温度の指標(環境省HP)
- (3) 学校の教育活動全体において、適宜、水分補給ができるよう配慮する。
- (4) 温度や湿度などの室内環境にも配慮し、空調設備と換気を併用する。
- (5) 学校指定のジャージでの生活を認めるなど、生徒の服装についてできる限り配慮する。

11 学びの保障

- (1) 一定の期間生徒がやむを得ず学校に登校できない場合は、動画配信、双方向型オンライン学習等、ICTを活用した授業を行うことで、生徒の学びの保障に努める。
- (2) 一定の期間生徒がやむを得ず学校に登校できず、学習内容が定着していない場合には、別途、個別の補講の実施や課題などで必要な措置を講じる。
- (3) ICT環境を整備し、課題の配信やその他活用を促進をはかる。

12 新型コロナウイルス感染症に関する生徒の出欠の扱い

- (1) 授業日に、新型コロナウイルス感染症に関連して学校を休む場合は、保護者からの連絡を受けて「出席停止・忌引の日数」として記録し、欠席扱いとしない。
- (2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合、まず、保護者から事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努める。また、「出席停止・忌引の日数」として記録し、欠席扱いとしない。
- (3) P C R陽性者
 - ・ P C R検査を受け、検査結果が陽性(+)となった場合は高校教育課に報告する。生徒は完治するまで出席停止扱いとする。
 - ・ P C R検査を受けた者は、結果判明まで出席停止とする。
- (4) 濃厚接触者
 - ・ 感染者と食事の際にマスクをせずに話をした場合や、部活動を行った場合は、濃厚接触者として自宅待機とし、出席停止とする。
 - ・ 学校で感染者が出た場合は、感染者の学校内での活動状況や感染拡大状況を踏まえ、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業の措置を検討することもある。
- (5) 感染者が出た場合の学校の対応
 - ・ 校内の消毒を十分に行う。
 - ・ 濃厚接触者だけでなく、生徒、教職員全員の健康観察を徹底する。

13 生徒の心のケア

- (1) 学級担任や養護教諭等を中心として、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、生徒の健康観察、心のケアに適切に取り組む。学校再開後に、登校しない日が数日続く生徒には、家庭訪問等を実施し早めに対応する。
- (2) 新型コロナウイルス感染に対する不安等で登校できない生徒に対しては、電話による相談だけでなく、W e b 会議システムにより生徒の顔を見ながら話をする等、I C T の活用を検討する。

14 重症化のリスクの高い生徒等への対応

- (1) 医療的ケアを必要とする生徒が在籍する場合においては、主治医の見解を保護者に確認のうえ、個別に登校の判断をする。その際、学校での受入れ体制も含め、学校医に相談する。
- (2) 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒等についても、主治医の見解を保護者に確認のうえ、登校の判断をする。

15 教職員の感染症対策

- (1) 教職員においては、生徒等と同様、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用する。
- (2) 毎朝の検温や発熱や咳等の確認などの健康管理に取り組むとともに、発熱や咳等がみられる場合は、自宅で休養する。
- (3) 教職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保(おおむね1～2メートル)し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。

- (4) 職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散して勤務する等も考えられる。
- (5) 職員会議等を行う際には、最小限の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うこと等の工夫や、Web会議システム等を活用することが考えられる。

16 その他の事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症を生徒が正しく理解し、感染リスクを避けることができるように、次の点に留意して、ロングホームルーム等で指導を行う。
 - ・なぜ、その対策をする必要があるのか生徒が考えて、主体的に行動できるようにする。
 - ・免疫力を高めるため「十分な睡眠」「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛ける。
 - ・新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染することを理解する。
 - ・感染症対策では、感染源を絶つこと、感染経路を絶つこと、抵抗力を高めることの3つのポイントを踏まえ、取組を行うことが重要であることを理解する。
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する教材として、日本赤十字社が作成した「新型コロナウイルスに関する青少年向け教材」などを活用する。
- (2) ポスターの掲示、保健だより等で、新型コロナウイルス感染症の予防について啓発する。
- (3) 感染者、濃厚接触者である生徒が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならないよう十分な配慮・注意をする。また、医療従事者とその家族に対する偏見や差別が生じないように指導する。
- (4) 感染症対策の持ち物として、清潔なハンカチ、ティッシュ、マスク、及びマスクを置いたり持ち運んだりするためのマスクケースを持参するように指導する。
- (5) 教室の窓等を開放するため、貴重品を必ず持ち歩く等、貴重品の自己管理を徹底する。
- (6) 学校内で発熱等の風邪症状が生じて、保護者が迎えに来る場合、生徒が一時休養する部屋の確保及び保護者の連絡先を明確にしておく。
- (7) 感染した生徒、濃厚接触の可能性のある生徒がいた場合の校内の連絡体制及び県への連絡体制を明確にしておく（参考：添付資料）。
- (8) 学校内での感染拡大防止のためには、学校外からウイルスを持ち込まないことが重要であるため、家庭にも協力を呼び掛ける。